

食物アレルギー疾患があり、配慮や管理の必要な生徒対応のながれ

食物アレルギー状況調査票		
年 月 日		
学 校 名	戸田市立	小学校
連絡先	()	-
<p>質問1 今までに、<u>医師により食物アレルギーと診断されたことがありますか？</u> 該当箇所に○をしてください。</p> <p>いいえ→ここで終了です。ご協力ありがとうございました。</p> <p>はい→質問2へお進みください。</p>		
<p>質問2 その後、<u>医師により管理不要と診断を受けましたか？</u></p> <p>はい→ここで終了です。ご協力ありがとうございました。</p> <p>いいえ→アレルゲンとなる食材を下記に記入し、質問3と4へお進みください。</p> <p>医療機関を受診し、学校生活の対応や配慮が必要と診断された場合は 「学校生活管理指導表」(医師記入)と「個別取組プラン」(保護者記入)をご提出ください。</p> <p>また、管理不要と診断された場合は「食物アレルギー管理不要申立書」 (保護者記入)をご提出ください。</p> <p>必要に応じて面談又は電話等による確認をさせていただきます。</p>		

- 1 小学校へ提出、もしくはformでの回答済みの「食物アレルギー状況調査票」において「質問1⇒はい」かつ「質問2⇒いいえ」に該当する生徒が対象です。

①学校生活管理指導表

②食物アレルギー個別取組プラン

2点を1月31日(水)までに保護者の方が
戸田東中学校・事務室へ提出してください。

- 2 2月中に面談を行います。2月上旬、面談日程調整のために戸田東中学校養護教諭よりお電話いたします。

※「センター方式学校給食における食物アレルギー対応内容」については、次ページをご一読ください。

- 3 食物アレルギーの診断を受けているが、主治医により「管理不要」との判断があった場合は、「食物アレルギー管理不要申立書」(保護者記入)を1月31日(水)までに保護者の方が戸田東中学校・事務室へ提出してください。

(*この場合は、「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」の提出及び面談の必要はありません。)

センター方式学校給食における食物アレルギー対応内容

医師からの「学校生活管理指導表」を基に、学校の実情を考慮し、以下 A～D の方法により学校給食での対応を行う。

A 給食献立や成分表などの配付

B 牛乳の個別停止

C 除去食

【対象】

- ・アレルゲンが「卵、乳、そば、ピーナッツ、木の実類・種実類（カカオ、くり、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く）、キウイ、いくら、たらこ」の場合
※上記以外に食物アレルギーを有する生徒は対象外
- ・除去パターンは「卵」「乳」「卵・乳」の3パターンのみ。
※アレルゲンが「卵」「乳」以外も有している生徒は対象外
例：）アレルゲンが「卵」と「小麦」の生徒へは除去食が提供できない。
- ・アレルゲンとなる食品が汁物・煮物・炒め物に使用されており、調理の過程で除去が可能な場合
- ・学校配達及び加工品を除く

D 弁当持参

【対象】

- ・アレルゲンの種類が多く、予定献立の給食を食べることができないと判断される場合。
- ・アレルゲンとなる食品が給食に使用されており、調理の過程で除去が困難な場合。
- ・調味料やコンタミネーションに反応が出る場合。